

# 真庭市立富原小学校 いじめ防止基本方針 令和7年度

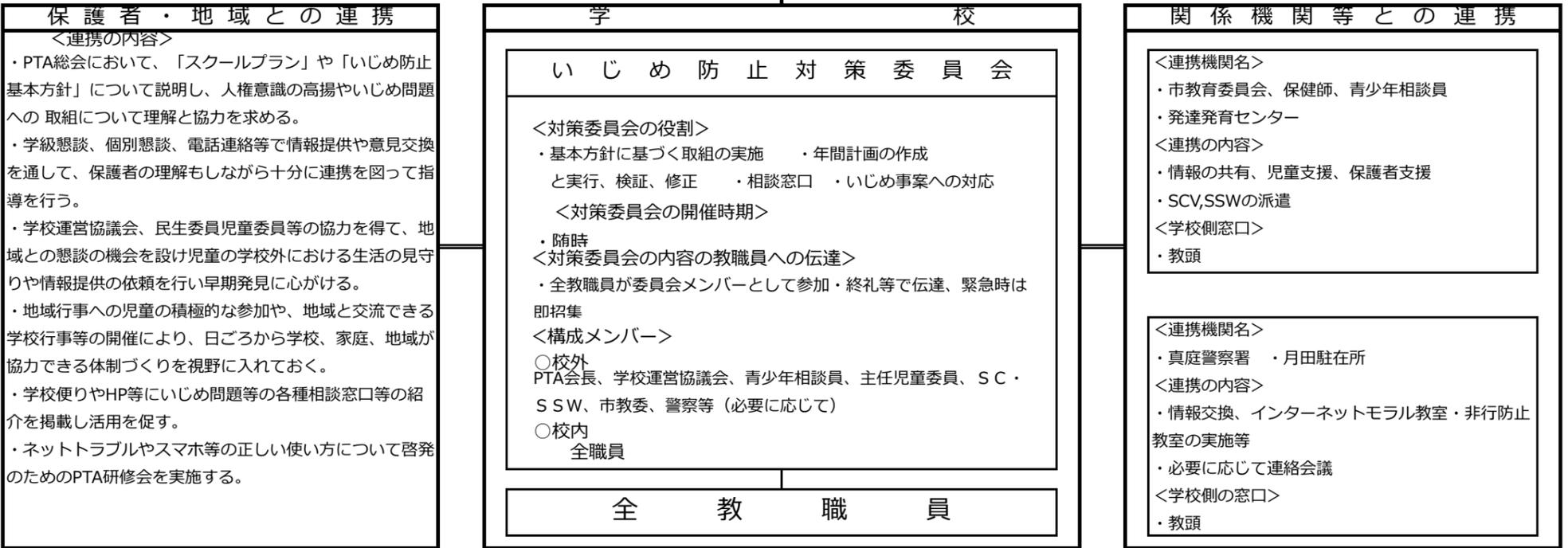
## いじめに関する現状と課題

本校では、児童の訴えや保護者からの連絡があったこと、毎学期定期的に行う児童対象教育相談や児童アンケート、保護者対象の教育相談日、日常的な教職員の情報交換等により、児童の実態を把握・共有し対応することを心がけてきた。また、日常的に児童が抱える問題の解決や児童の心の安定に努めている。しかし、学校生活の中で同級生や下級生に対する「からかい」や「いたづら」、相手に対する厳しい言葉遣い、心身の苦痛を感じさせる不適切な言動などで、教職員が指導や支援にあたることがある。その都度、まず双方の話を聴き、職員間で事例を共有したり、「ケース会議」で対応策を講じたり、保護者などに協力を求めたりしながら全職員で全児童を見る体制作りをすすめている。

全体的にコミュニケーション能力がまだまだ十分ではないために起こるトラブル、自分の思いが通らずに間違っただけの行動に表れたものなど、いじめ事案に進む可能性は常にある。児童の発達を支え現状把握に努め、積極的にいじめ認知を行い、関わり方について学ぶ場を設けながら認め合う集団作りを地域ぐるみで取り組んでいく必要がある。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・「いじめは、どの学校、どの子どもにも起こりうる」という基本認識にたち、どの児童にとっても学校が楽しく自分の居場所がある場所になるようにいじめ防止の取組を行う。
  - ・「認める、ほめるプラスの声掛け」を意識した日常の関わりを全職員がそれぞれの立場で見守りながら行う。
  - ・いじめの未然防止に向けて、児童会活動や縦割り活動、学校行事等を充実させ、人間関係づくりを進める。
- <重点となる取組>
- ・いじめを許さない学校風土をつくる。 ・ SNS等の利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力を向上させるための教職員研修を行う。
  - ・アンケートや教育相談の充実を図り、効果的に活用されるようにする。 ・ Q-Uを実施して、学級集団を分析し、全教職員で共通理解を図り対応を検討していく。
  - ・いじめについて考える週間や人権週間には、標語や作文、道徳の授業などの活動を通して、一人一人の人権意識を高められるようにする。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	<p>(支え合う風土の育成のために)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは許さない考え方を全員で揃える。 ・道徳の授業の充実を図る。</li> <li>・児童が互いに協力し、認め合い、満足感が得られるように、学級活動や学校行事を充実させ、活躍の場を保障したり自己有用感が感じられる場づくりを行う。</li> </ul> <p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発揮を支えるための研修を行う。児童の発達を看取る研修を行う。 ・日々の挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話等のプラスの働きかけを全職員が積極的に行うスタンスをもっておく。 ・特定の課題や偏った見方ではなく、全ての児童を全ての教職員が見守る多市営を継続する。</li> </ul> <p>(学校外との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重されるというスタンスを重視し、CSや関係機関とつながり市民性教育を進める。</li> <li>・平常時から、SCやSSW、社会福祉士や民生委員、保健師や発達支援センター等地域力を得ながら教育活動を通して発達を支える。</li> </ul>
②	<p>(職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの防止・早期発見に向け、その活動内容の共通理解を図る研修を行う。また、学級経営、児童理解についての研修を深める。</li> <li>・QUを活用したり、教職員の指導力向上のために外部講師を招聘したりし、研修を深める。</li> </ul> <p>(特別活動・居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめ」や「人権」について、児童が進んで計画、運営する活動を行い、自ら考える場をつくる。 ・教職員は、児童と向き合う時間を確保し、遊んだり雑談をしたりしながら踏み込んだ話ができる柔らかな関係づくりの構築に力を注ぐ。</li> </ul> <p>(情報モラル教育の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットトラブルへの対応として、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を発達段階に応じて実施する。低学年では、特にコミュニケーション能力や表現力を高められるよう工夫する。</li> </ul>
③	<p>(実態把握・情報収集)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎学期、児童アンケートおよび「ハート&amp;ハートウィーク」(教育相談)を実施する。それをもとに教育相談を行う。日々の観察や雑談を大切にする。</li> <li>・保護者等、家庭との連携を図り、情報を得る。 ・児童からの訴え、児童の様子の変容について、アンテナを高くし情報の収集を行う。</li> </ul> <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事、養護教諭を中心に、いつでもだれにでも相談できる雰囲気作りをする。 ・その日のうちにケース会議など招集し実態の確認や対応策を検討し、必要な連絡をする。</li> </ul> <p>(家庭・地域との連携・啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見逃さない意識で、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子の見方や接し方について、通信や懇談、講演会や研修等を通じて啓発を行う。</li> </ul>
④	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童がいじめと感じている情報があったり、いじめの可能性があると見られたり通報を受けたりした場合は速やかにその事実について確認を行う。</li> </ul> <p>(組織的な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等への組織的対応を検討するため、早急に「いじめ対策委員会」の開催を計画する。 ・得られた情報をもとに、解決までのプロセス、各教職員の任務分担を決め共有を行う。</li> </ul> <p>(児童、保護者への支援、指導)</p> <p>○いじめられた児童、保護者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実を正確に聞き取るとともに、その時の当該児童の心情を共感的に理解しながら話を聞く。</li> <li>・児童本人と保護者には、児童を最優先に守ることをはっきりと伝え、保護者の信頼を取り戻すとともに、安心して生活できるような支援を行う。</li> </ul> <p>○いじめた児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実を正確に聞き取り、その時の自分の心情と相手の心情について理解できるように指導し、いじめが絶対許されない行為であることを毅然と指導する。</li> <li>・当該児童の環境や人間関係等背景となる要因にも十分に配慮し、保護者の理解を得ながら健全な人間関係を育むことができるように指導を継続する。</li> </ul> <p>※周囲の児童へ適切な指導を行い、互いに支え合う風土をつくる。 必要に応じて、スクールカウンセラーによる教育相談を行う。</p> <p>(いじめの終結・解決)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめが解決したかどうかは、当該児童とその保護者と学校職員が懇談し、保護者の了解を得て「終結・解決」とする。</li> </ul>